

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金交付要綱

(通 則)

第1 令和3年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金(以下「補助金」という。)は、地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備するため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金は、厚生労働省の定めた令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知)に基づく令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)3(5)に定められた「感染症検査機関等設備整備事業」(以下「補助事業」という。)を対象とし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の交付申請等について」(令和4年3月17日厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に基づき、愛知県が厚生労働省に協議し、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

2 補助対象者

政令市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。)及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関(ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第15条に基づき県、政令市及び中核市と行政検査の委託契約を締結している医療機関、県とりまとめ機関(医師会等)の間における感染症法第15条に基づく行政検査の集合契約締結に関する権限を委任した医療機関及び、当該医療機関から検体の検査依頼を受け、行政検査を実施する検査機関に限る。)

3 補助対象期間

令和4年4月1日から知事が別に定める日まで

4 補助対象設備

- (1) 次世代シーケンサー
- (2) リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む)

- (3) 等温遺伝子増幅装置
- (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置

(交付額の算定方法)

第3 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、補助基準額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定により、申請書及び添付書類の様式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、別に定める日までとする。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を起算した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、第3号様式による変更交付申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更（補助対象設備の品目及び数量の変更等は除く）については、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、その理由を記載した書面を2部知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(事業の遅延の報告)

第8 補助事業者は、交付対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、交付対象事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載して、知事に提出しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、第4号様式のとおりとし、知事に提出するものとする。

- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日から起算して30日を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までとし、知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払い又は前払金により交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第11 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(電子情報処理組織による申請)

第12 第4から第9及び第11の規定による申請は、それぞれに規定する書面の提出に代えて県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請をする者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われる申請は、第1号様式から第5号様式に記載すべきこととされている事項並びにそれぞれの条項で定めている事項を、明らかにしなければならない。
- 3 第1項の規定により行われた申請は、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に知事に申請されたものとみなす。

(取得財産の処分制限)

第13 規則第20条のただし書きに規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令225号）」第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 2 規則第20条第1項第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上のものとする。
- 3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 14 補助事業者は、規則第 10 条第 1 項に定める関係書類、帳簿を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(契約の締結)

第 15 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 0 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) 次世代シーケンサー及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(2) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(3) 等温遺伝子増幅装置及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>・ 備品購入費</p> <p>・ 使用料及び賃借料</p> <p>・ 補助及び交付金</p>	<p>10 / 10</p>

第1号様式

令和 年 月 日

愛知県知事殿

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

令和4年度 新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備費補助金
交付申請書

このことについて、下記により申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 補助金申請額

金 円

3 経費所要額調書（第2-1号様式）及び事業実施計画書（第2-2号様式）

4 添付書類

(1) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（第2-3号様式）

（注）政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）及び
公立公営検査機関に限る。予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類（見積書、カタログ等）

【申請にあたっての申立事項】

申請者は、以下いずれの事項にも該当するものであることを申し立てます。

- 補助を受ける経費について他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 本補助金により整備した設備は新型コロナウイルス感染症対策の目的以外に使用しないこと。
- 愛知県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に休日等問わず迅速かつ確実に検査を実施できる体制が確保されていること。
- 県との委託契約に基づき行政検査を実施した際は、検査結果が陽性の場合に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。
- 本補助金の収入、支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管すること。
- 暴力団員又は暴力団関係者と実質的を含めいかなる関係も有していないこと。

担当部署

担当者名

電話番号

Mailアドレス

第2-1号様式

令和4年度 新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備費補助金経費所要額調書

施設の名称

事業完了予定日

(単位：円)

事業	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入予定額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助額 (G)×10/10 (H)	備考
新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業									内訳は 第2-2号 様式 のとおり
合計									

注1 「県補助額」(H)には、1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業実施計画書

1 整備内容

品目	類別 本体又は	規格	数量	経費支出予定額		1台あたり1日の検査 分析可能見込件数
				単価(税込・円)	総額(税込・円)	
	本体					
	付属備品1					
	付属備品2					
	付属備品3					
	本体					
	付属備品4					
	付属備品5					
	付属備品6					
計						

※品目に該当する交付要綱別表(1)～(4)の補助対象設備を記入すること。

※購入予定物品及び定価がわかるカタログ等の参考となる資料を添付すること。

2 現在の設備保有状況(付帯設備を除く)

品目	規格	台数	1台あたり1日の 検査分析可能件数	検査分析可能件数	本補助金交付年度
計					

3 見込まれる検査需要及び現在の検査能力

令和4年(1月～) 行政検査実施 (検体採取)件数	実施日数	1日あたり 平均検査件数	1日あたり最大検査 件数(令和4年)	整備後の自院での検査 分析可能件数 (1日あたり)

※「検査実施件数」、「実施日数」及び「最大検査件数」は、令和4年1月1日から申請時点までのものを記入すること。

※「1台あたり1日の検査分析可能見込件数」「整備後の自院での検査分析可能件数(1日あたり)」の記入にあたっては、単なる検査機器台数によるものではなく、**検査対応が可能な要員数も加味**すること。

4 整備理由(令和3年度以前に本補助金を活用して整備している場合、追加で交付を受けようとする理由も記載すること。)

令和4年度歳入歳出予算書抄本

歳入

款	項	目	予算現額	節		備考
				区分	金額	
			円		円	

歳出

款	項	目	予算現額	節		備考
				区分	金額	
			円		円	

原本と相違ないことを証明します。

令和4年 月 日

補助事業者名

代表者職氏名

(注) 節の金額が他の事業を含む場合は、当該補助対象事業分を備考欄に記入すること。

第3号様式

令和 年 月 日

愛知県知事殿

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

令和4年度 新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備費補助金
変更交付申請書

このことについて、下記により申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 補助額

(1) 申請額	金	円
(2) 既交付決定額	金	円
(3) 差引増減額	金	円

3 経費所要額調書（第2-1号様式）及び事業実施計画書（第2-2号様式）

4 添付書類

(1) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（第2-3号様式）

（注）政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）及び
公立公営検査機関に限る。予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類（見積書、カタログ等）

（注）第2-1号様式において当初申請と異なる箇所については、変更前を下段に（ ）書きし、
変更後を上段に対応して記入すること。

【申請にあたっての申立事項】

申請者は、以下いずれの事項にも該当するものであることを申し立てます。

- 補助を受ける経費について他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 本補助金により整備した設備は新型コロナウイルス感染症対策の目的以外に使用しないこと。
- 愛知県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に休日等問わず迅速かつ確実に検査を実施できる体制が確保されていること。
- 県との委託契約に基づき行政検査を実施した際は、検査結果が陽性の場合に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。
- 本補助金の収入、支出等に係る証拠書類を5年間適切に整備保管すること。
- 暴力団員又は暴力団関係者と実質的を含めいかなる関係も有していないこと。

担当部署

担当者名

電話番号

Mailアドレス

第4号様式

令和 年 月 日

愛知県知事殿

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

令和4年度 新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備費補助金
事業実績報告書

このことについて、下記により提出します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 補助事業の執行実績

(1) 執行額 金 円

(2) 既交付決定額

(3) 差引増減額

3 経費精算書（第4-1号様式）及び事業実施報告書（第4-2号様式）

4 添付書類

(1) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（第4-3号様式）

（注）政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）及び
公立公営検査機関に限る。決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類（契約書、納品書等）

担当部署

担当者名

電話番号

Mailアドレス

第4-1号様式

令和4年度 新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備費補助金経費精算書

施設の名称

事業完了日

(単位：円)

事業	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入済額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助額 (G)×10/10 (H)	備考
新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業									内訳は 第4-2号 様式 のとおり
合計									

注1 「県補助額」(H)には、1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

第4-2号様式

新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業実施報告書

整備内容

品目	類別 本体又は	規格	数量	実績額		1台あたり1日の検査 分析可能見込件数
				単価(税込・円)	総額(税込・円)	
	本体					
	付属備品1					
	付属備品2					
	付属備品3					
	本体					
	付属備品4					
	付属備品5					
	付属備品6					
計						

※品目に該当する交付要綱別表(1)～(4)の補助対象設備を記入すること。

※納品書、請求書等の参考となる資料を添付すること。

令和4年度歳入歳出決算書（見込書）抄本

歳入

款	項	目	予算現額	節		備考
				区分	金額	
			円		円	

歳出

款	項	目	予算現額	節		備考
				区分	金額	
			円		円	

原本と相違ないことを証明します。

令和4年 月 日

補助事業者名

代表者職氏名

(注) 節の金額が他の事業を含む場合は、当該補助対象事業分を備考欄に記入すること。